



当事務所でも 1～2 か月ペースでコラムを書いてみることにしました。さっそく第 1 回  
目の内容についてお話ししたいと思います。

実は税金の話でも皆様になじみの深い話の一つである【生命保険料控除】が、改正され  
ました。適用となるのは平成 24 年 1 月 1 日以降に契約される保険についてですが、いくつ  
か注意点があります。

**まず、改正のポイントは以下のとおりです。**

(1) 生命保険料控除の区分

【従 前】①一般生命保険料控除 ②個人年金保険料控除

の 2 区分だったのが、

【改正後】①一般生命保険料控除 ②介護医療保険料控除 ③個人年金保険料控除

の 3 区分に変更されました。

(2) 控除額（所得税）の上限の変更

【従 前】上記区分ごとに 5 万円（合計 10 万円を限度）

【改正後】上記区分ごとに 4 万円（合計 12 万円を限度）

※住民税にも同様（控除上限額の合計は改正前も改正後も 7 万円となっております）の  
改正がありますが、ここでは詳細は省略します。

**次に、注意点としては主として以下のような項目があげられます。**

(1) 平成 23 年 12 月 31 日以前に契約された保険については従前の計算方法が適用されま  
す。

(2) 平成 24 年 1 月 1 日以降に契約の更新・変更（特約の付加等を含む）を行った場合に  
は、更新等の日以後の保険料には改正後の計算方法が適用されます。

(3) 平成 23 年 12 月 31 日以前に契約された保険と平成 24 年 1 月 1 日以降に契約した保  
険の双方に生命保険料控除を適用する場合には各区分の上限が 4 万円となります。

(4) 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等  
の主たる保障内容に応じて保険料控除が適用されます。

(5) 新傷害特約や災害割増特約等に係る保険料は、生命保険料控除の対象外となります。  
したがって実際に支払った保険料と、生命保険料控除の対象となる支払保険料の額が一  
致しない場合があります。

※(4)(5)については保険の契約内容により異なりますので、詳しいことを知りたい場  
合には保険会社に個別に確認することをお勧めします。

昔は保険は貯蓄だという考え方の人も多かったようですが、私は保険はあくまで保障目  
的で契約するものであると考えています。保険の内容や金額については、それぞれの人の  
年齢や家族構成、職業等によっても変わってきます。大事なことは税制の優遇措置よりも  
自分に必要な保険内容をよく検討することだと思います。とはいえ、せっかく加入した保  
険で税制上の優遇を受けられるのですから、忘れずに節税しましょう。